

議案第82号

葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

こすげ地区図書館を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例

葛飾区立図書館設置条例（昭和42年葛飾区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

葛飾区立中央図書館分館 葛飾区立奥戸地区図書館	東京都葛飾区奥戸三丁目5番1号
----------------------------	-----------------

」を

葛飾区立中央図書館分館 葛飾区立奥戸地区図書館	東京都葛飾区奥戸三丁目5番1号
葛飾区立中央図書館分館 葛飾区立こすげ地区図書館	東京都葛飾区小菅三丁目8番22号

」に改める。

付則第3項を削る。

付 則

この条例は、平成28年3月26日から施行する。